

2026年6月15日 全13頁

2012～2025年の家計実質可処分所得の推計

名目賃金増で各年代とも実質可処分所得が増加トレンド入りか

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2012年から2025年の賃金統計等をもとに、年代別に5つのモデル世帯を設定し、第2次安倍政権以後における家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2024年から2025年にかけては、2024年の1人あたり4万円の定額減税の影響が剥落したため、「40代4人世帯」と「50代4人世帯」では実質可処分所得が減少した。一方、30代以下では、実質賃金の伸びが大きかったため、定額減税分が減少してもなお、実質可処分所得が増加した。
- 特別給付金や定額減税を除いた「実力ベース」で、実質可処分所得を見ると、5つのケースすべてで増加した。「30代4人世帯」は正規雇用の女性の割合の上昇などにより、2012～2025年の13年間で実質可処分所得が13.8%増加している。「20代単身男性」および「20代単身女性」は、2012年の水準を上回った。「40代4人世帯」および「50代4人世帯」は低迷していたが、2023年を底にトレンドが転換した可能性がある。

[目次]

はじめに～推計の見方

1. 推計結果の概要

2. 賃金・就業率の動向

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

はじめに～推計の見方

「実質可処分所得」とは

本レポートでは、賃金・物価等の統計をもとに、第2次安倍政権以後の2012年から2025年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差し引き、手当等(児童手当など。2020年の一律1人10万円の特別定額給付金、2021年の18歳以下1人10万円の給付金を含む²)を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

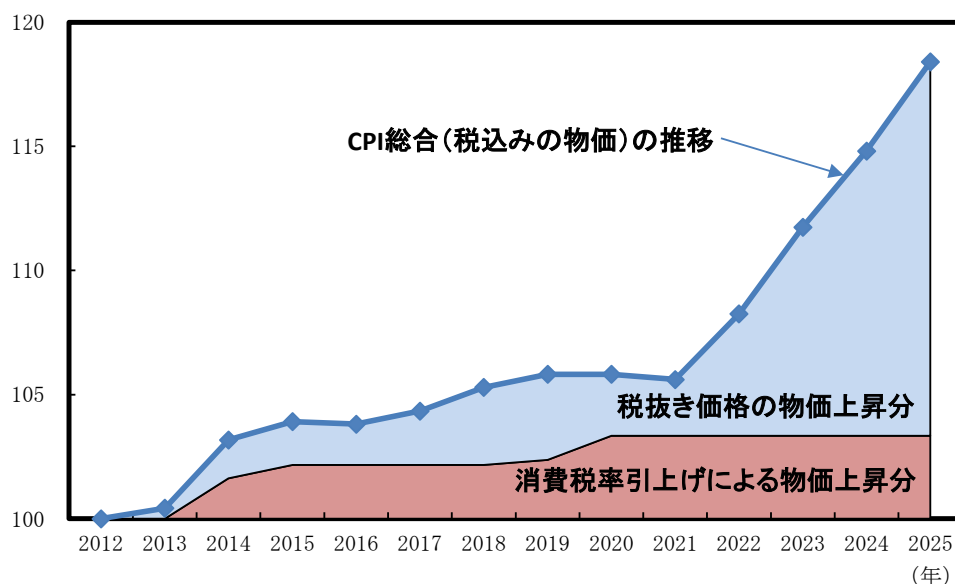
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き(2012年を基準として)、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \text{基準年(2012年)の物価水準} / \text{分析する年の物価水準}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」(税込みの値)を用いた。CPI総合は2012年から2025年にかけて18.4%上昇しており、うち3.3%ptが消費税率引上げによるものである(大和総研試算)(**図表1**)。

図表1：消費者物価指数(CPI総合)の推移(2012年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟「[2012～2024年の家計実質可処分所得の推計](#)」(大和総研レポート、2025年4月11日)の更新版である。

² 本推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した(高等教育無償化などは考慮していない)。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、現役世代のうち代表的な年齢・性別の賃金動向をカバーするものとして、ケース①20代単身男性、ケース②20代単身女性、ケース③30代4人世帯、ケース④40代4人世帯、ケース⑤50代4人世帯の5ケースとした。ケース③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の**図表2**のように設定した。

働き方に関しては、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。

妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、ケース③～⑤においては、女性の働き方別に「フル共働き4人世帯(3A/4A/5A)」「パート共働き4人世帯(3B/4B/5B)」「片働き4人世帯(3C/4C/5C)」と、それぞれ3つずつサブケースを設定し、サブケースごとの実質可処分所得を求めた。その上で、3つのサブケースにおける実質可処分所得を構成比（**図表2**の算式で推計）で加重平均することで、ケース③～⑤の実質可処分所得を求めた。

それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2：本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケースNo.	ケース名	(夫婦の)年齢	子どもの年齢	夫(男性)の働き方	妻(女性)の働き方	加重平均時のウェイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代4人世帯	30代	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率
④	40代4人世帯	40代	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率

(注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」をフルタイム、「短時間労働者」をパートタイムとみなす。

(注2) 「女性就業率」は、総務省統計局「労働力調査」による有配偶女性の就業率を用いた。

(注3) 「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における有配偶女性雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

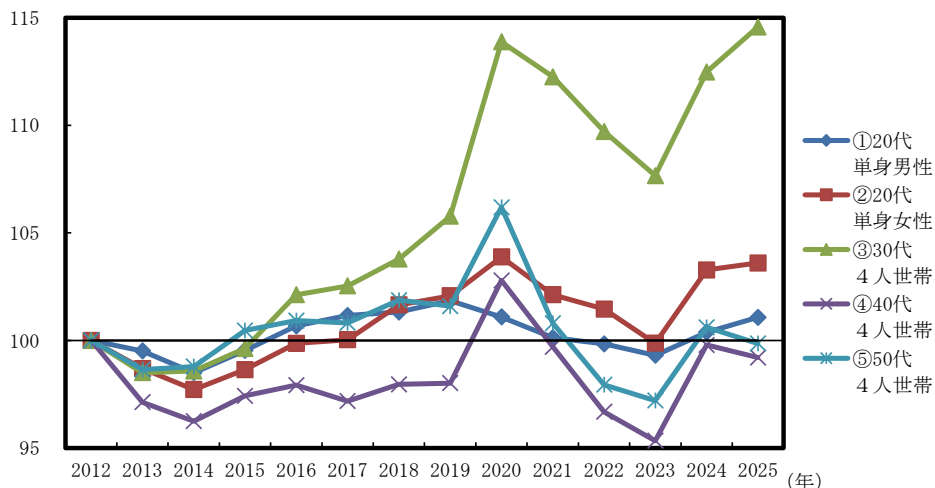
(出所) 大和総研作成

1. 推計結果の概要

特別給付金を含む実質可処分所得は若年層では増加

モデル世帯別の実質可処分所得の推移は次の**図表 3**のように推計された。

図表 3：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012年=100）【特別給付金等を含む】



(出所) 大和総研作成

①～⑤までの5つのケースを概観すると、2012年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引上げなどによる負担の増加に追いつかず、実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014年から2019年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

その後、2020年のコロナ禍を境にトレンドが変化した。2020年は1人あたり10万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。ただ、2020年から2023年にかけては、3年連続でケース①～⑤の全てで実質可処分所得が減少した。

減少の要因は、2020年から2022年にかけて、コロナ禍における特例的な給付金の段階的縮小にある（2020年は全員に1人あたり10万円給付、2021年は18歳以下のみ1人あたり10万円給付、2022年は一律給付なし）。加えて、2021年から2023年にかけて急速な物価上昇があり、この間の名目賃金の上昇が物価上昇を下回ったことも影響している。

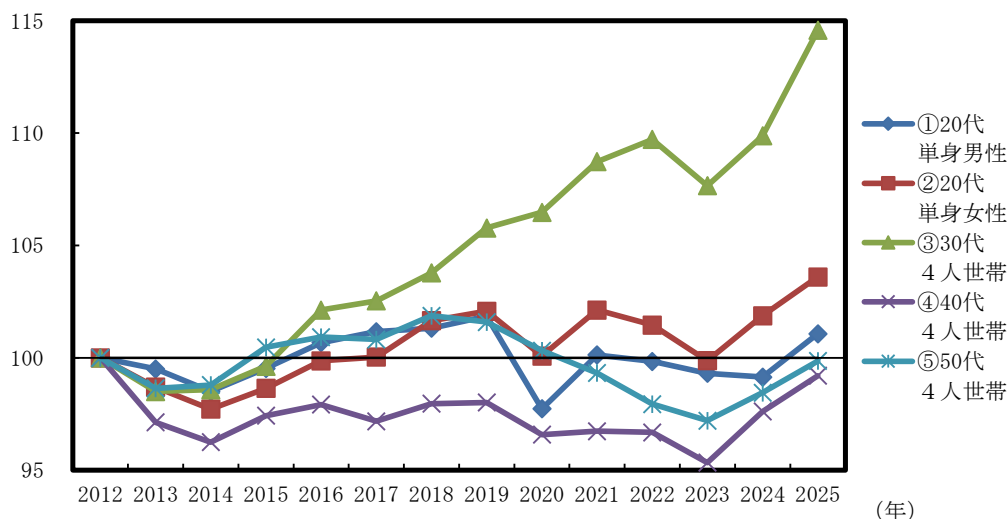
2023年から2024年にかけては、物価上昇率を上回る名目賃金の上昇があり、加えて、1人あたり4万円の定額減税が行われたため、ケース①～⑤の全てで実質可処分所得は増加した。対前年比での実質可処分所得の増加はケース②～⑤で4年ぶり、ケース①では5年ぶりである。

2024年から2025年にかけては、2024年の定額減税分の剥落が押し下げ要因、所得税の基礎控除等の引上げが押し上げ要因となった。その中で、名目賃金の伸び率が高いケース①～③では実質可処分所得が増加し、名目賃金の伸びが若年層より劣るケース④・⑤では減少となった。

「家計の実力」は現役世代全体で高まっている模様

2020年の特別定額給付金や2021年の18歳以下の子どもへの給付金、および2024年の定額減税（以下、これらを合わせて「特別給付金等」と呼ぶ）は、コロナ禍や急速な物価上昇等を受けた特例的な給付・減税である。これらを除外して実質可処分所得を算出し、いわば「家計の実力」の推移を見たものが**図表4**である³。

図表4：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012年=100）【特別給付金等を除く】



（出所）大和総研作成

図表4を見ると、2025年はすべてのケースで前年と比べて増加していることが分かる。物価上昇率を上回る名目賃金の伸びによって、すべての世代で実質可処分所得が増加した。所得税の基礎控除等の引上げによる減税分も、一定程度押し上げに寄与していると考えられる。

ケース③（30代4人世帯）では、2014年以後、長期的なトレンドとして実質可処分所得が増加している。2025年は2024年から4%超の上昇で、2012年以後の過去最高水準を更新した。ケース③では、正規雇用の女性の割合の上昇によって賃金上昇の恩恵を受けやすくなっており、暮らし向きが改善している。

ケース①（20代単身男性）・ケース②（20代単身女性）の実質可処分所得は、2012年以後、概ね横ばい圏で推移してきた。ただ、直近はケース②では2024年に2012年の水準を上回り2年連続で増加、ケース①では2025年に2012年の水準を上回りコロナ禍前の水準に近づくなど、トレンドが転換したようにも見える。

ケース④（40代4人世帯）は2012年以後、ケース⑤（50代4人世帯）は2018年ごろから実質可処分所得が低迷していた。主因は男性の名目賃金の伸び悩みであったが、2023年以降は名

³ 2025年度税制改正で実施された所得税の基礎控除等の引上げは、恒久的な措置のみならず、租税特別措置法に基づく特例的な措置も含まれている。ただし、これらは給付金や単発的な減税とは性質が異なるため、当該減税分は「特別給付金等」に含めていない。

目賃金の伸びに改善が見られ、実質可処分所得が底打ちした可能性がある。

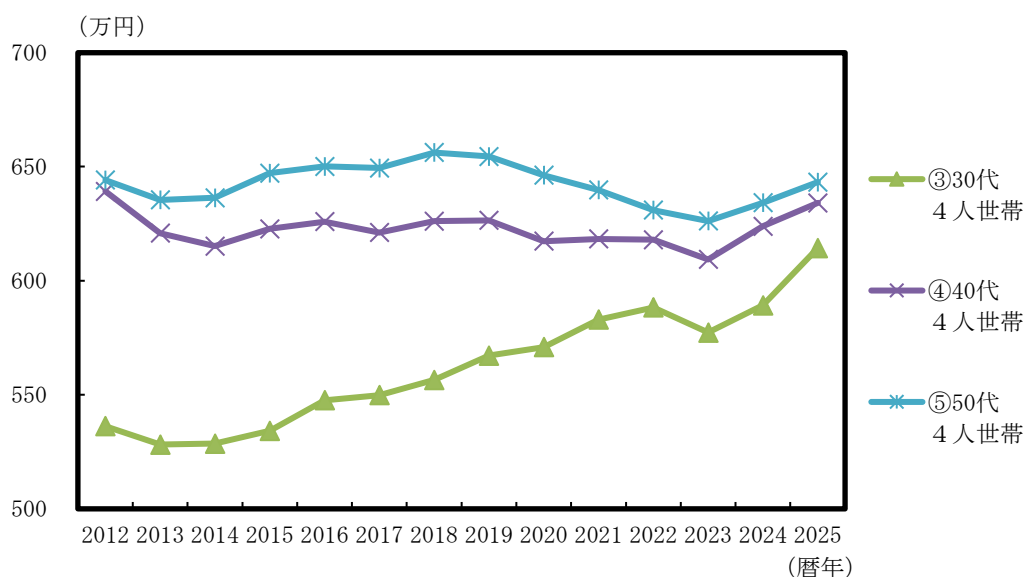
30代4人世帯の実質可処分所得の伸びが顕著

前掲図表3、前掲図表4のいずれにおいても、ケース③30代4人世帯が他のケースと比べて大きく実質可処分所得が増加している。これは、30代の世帯において、フルタイムの共働き世帯の割合が上昇していることが要因といえよう。

図表5はケース③～⑤の実質可処分所得の推移を金額で見たものである。ケース④・⑤は、いずれも2012年から概ね横ばいで推移している一方で、ケース③は一貫して増加トレンドを維持している。金額ベースで見ると、30代が40代や50代に接近していることが分かる。

ケース③～⑤はいずれも子育て世帯である。同じ子育て世帯であっても、実質可処分所得の推移は大きく異なり、直面している課題も異なると考えられる。具体的には、30代においてはフルタイムの共働きが増加していることによる仕事と家事・育児の両立、40代以上においては実質可処分所得の低迷が課題として挙げられよう⁴。

図表5：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（金額ベース）【特別給付金等を除く】



(出所) 大和総研作成

⁴ 子育て支援については、是枝俊悟「[被扶養者の出生率低下と割合低下が2017年度以後の出生率低下の大部分を説明](#)」(大和総研レポート、2026年6月8日)を参照。

2. 賃金・就業率の動向

名目賃金はすべての性別・年齢階級で上昇

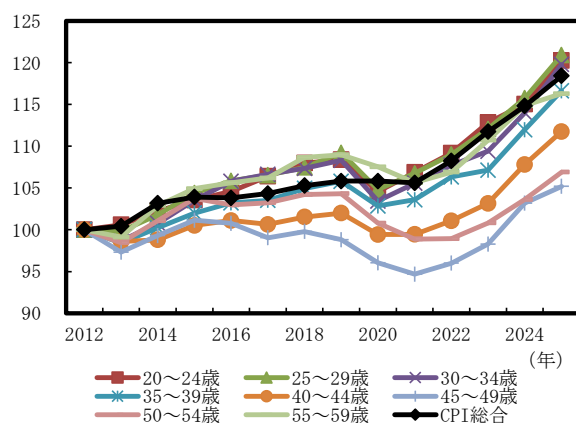
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による 2012 年から 2025 年までの男性一般労働者の名目賃金は、2012 年から 2025 年にかけていずれの年齢階級でも伸びている（**図表 6**）。

ただ、20～34 歳では名目賃金の伸びが物価と同程度の伸びに留まり、実質賃金はほぼ横ばいである。35～59 歳では名目賃金の伸びは物価上昇率を下回り、実質賃金は低下している。

女性の一般労働者の名目賃金は、2012 年から 2025 年にかけて、多くの年齢階級で、物価を上回る伸びを見せ、実質賃金が上昇している（**図表 7**）。ただし、35～44 歳においては、ほぼ物価上昇率程度の名目賃金の伸び（実質賃金は横ばい）にとどまっている。

女性の場合、年齢階級別の名目賃金の上昇率の差は、世代ではなくライフステージを反映しているものと考えられる。出産年齢のピークは 30～34 歳にあり、30～44 歳ごろは出産・育児の影響により、就業に制約がかかりやすい。

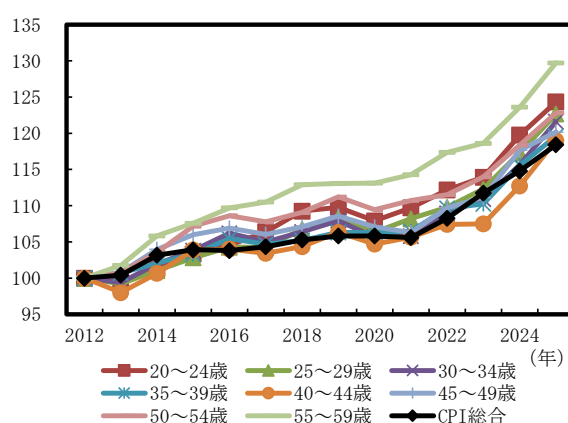
図表 6：男性一般労働者の年齢階級別の名目賃金の推移（2012 年=100）



（注）特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

図表 7：女性一般労働者の年齢階級別の名目賃金の推移（2012 年=100）



（注）特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

2025 年の実質賃金はマクロで低下も、性・年齢階級別では上昇した属性も

図表 8 は、2025 年の名目賃金上昇率について詳しくみたものである。

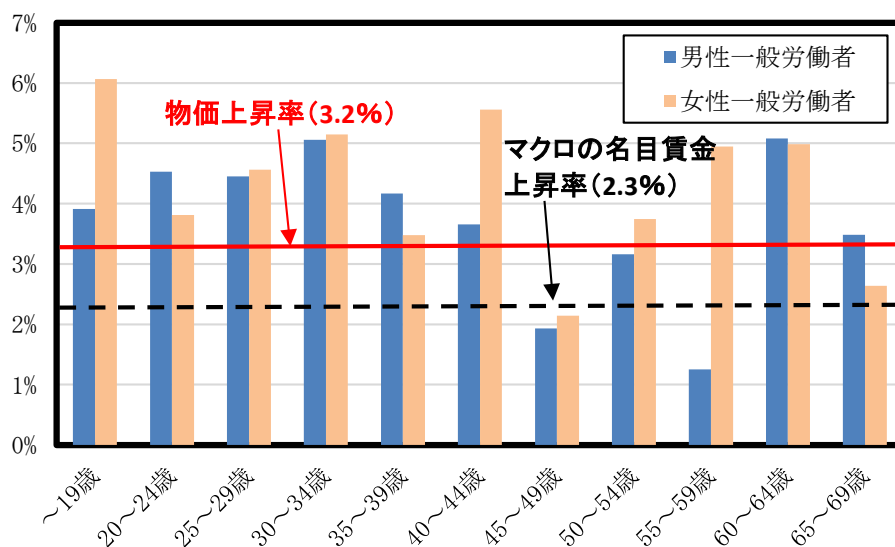
マクロで見た 2025 年の名目賃金上昇率⁵は 2.3%で、CPI 総合の上昇率（3.2%）を下回り、実質賃金は▲0.8%であった。ただし、これは日本全体のものであり、高齢者の就業増加などによるパートタイム労働者比率の上昇が名目・実質賃金の上昇率を下押ししやすい。

一般労働者について、性別・年齢階級別に見たときの名目賃金上昇率については、44 歳以下の男女および 50～64 歳の女性などで CPI 総合の上昇率（3.2%）を上回っており、実質賃金が

⁵ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、常用労働者の現金給与総額による。

プラスとなったとみられる。

図表 8 : 性別・年齢階級別みた 2025 年の名目賃金上昇率



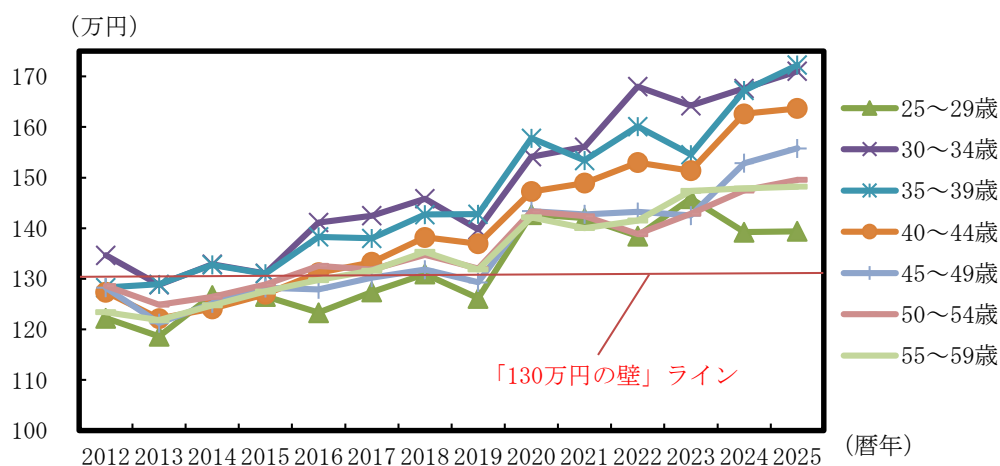
(注) 特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

女性短時間労働者は「130万円の壁」を上回る推移が続く

女性短時間労働者の平均年収は、2015年頃までは社会保険において扶養扱いを受けられなくなる「130万円の壁」の前後で横ばいの推移をしていたが、2016年頃から増加トレンドに転じ、「130万円の壁」を超えて働く傾向が続いている（図表9）。

図表 9 : 女性短時間労働者の年齢階級別の平均年収（実額）



(注) 特別給与を含む年収ベースでの推移を示す。

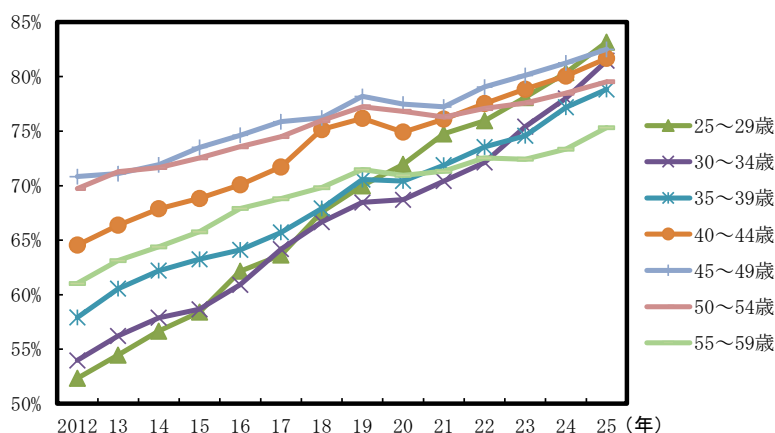
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

有配偶女性の就業率上昇分はほぼ正規雇用によるもの

図表 10 は 2012 年から 2025 年までの有配偶女性の年齢階級別の就業率の推移である。

2012 年から 2025 年にかけて、どの年代でも就業率が上昇しているが、より若い年齢階級ほど上昇が顕著である。25～29 歳女性は、2012 年時点では 52.3%ですべての年代の中で最も低い就業率であったが、2025 年は 83.2%と最も高い就業率となった。2012 年時点で見られた、比較的若い年代の就業率が低く年代が上がるにつれ就業率が高まる構造は、2025 年現在では確認できなくなっている。この間の保育所整備や育児休業制度の拡充などにより、女性が出産を経ても就業を継続できる環境が整ってきたことによる効果だろう。

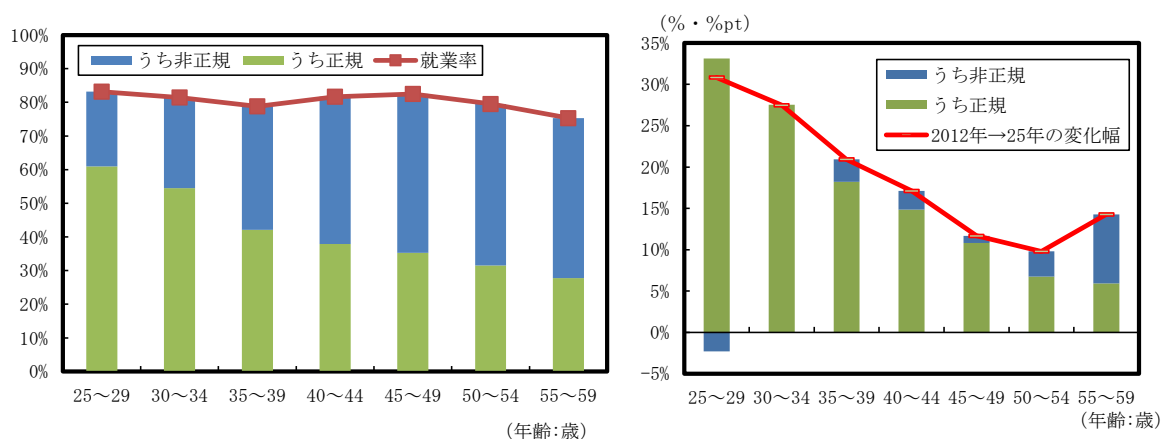
図表 10：有配偶女性の年齢階級別就業率の推移



(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

有配偶女性の就業率を正規・非正規に分けて見たものが図表 11 である。図表 11 右を見ると、40代以下では就業率の上昇分のほとんどが正規雇用だが、50代では就業率の上昇部分の半分程度は非正規雇用であることが分かる。20代では非正規雇用による就業率が低下しており、正規雇用比率の高まりを確認できる。

図表 11：2025 年の有配偶女性の正規・非正規別就業率（左）と 2012 年比の変化幅（右）



(注) 正規就業率 = 就業率 × 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の比率

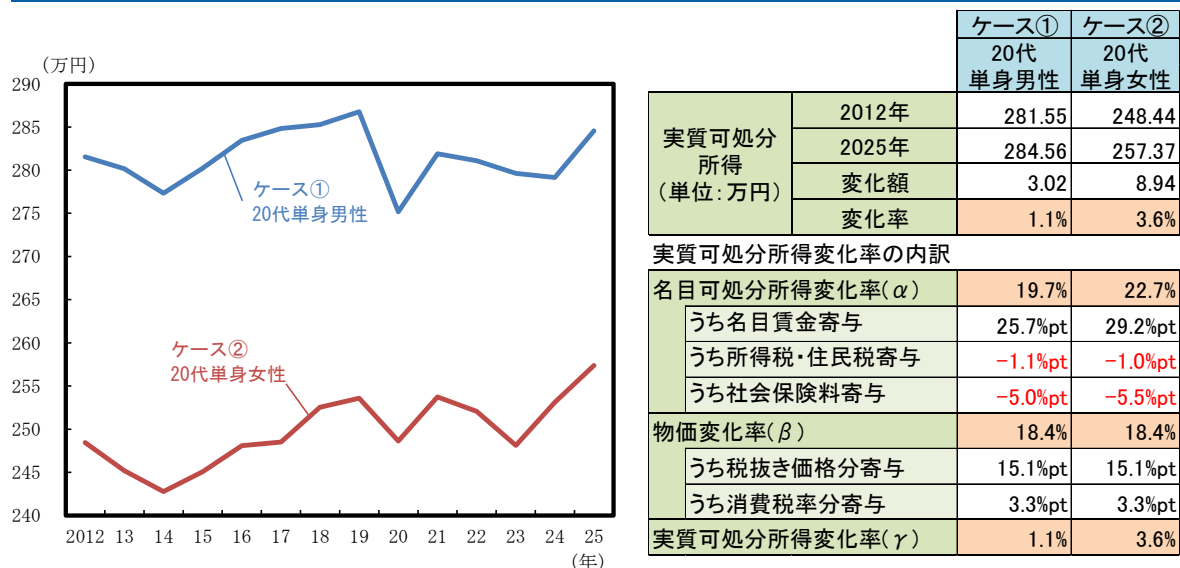
(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性

図表12は、ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表12：ケース①・ケース②の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$
(出所) 大和総研作成

2012年から2025年の物価上昇率18.4%に対し、名目可処分所得変化率はケース①で19.7%、ケース②で22.7%であった。実質可処分所得はケース①で1.1%、ケース②で3.6%それぞれ増加となった。両者とも2012年から2024年にかけて、実質可処分所得はほぼ横ばいで推移してきた。2025年は2012年の水準を上回っており、増加トレンドに入った可能性がある。

この間、社会保険料率（労働者負担分）は13.74%から14.71%に、消費税率は5%から10%にそれぞれ上げられ、いずれも実質可処分所得にマイナスに寄与している。

社会保険料率や消費税率の上げは、社会保障制度の機能強化および持続可能性の向上に必要なものであったが、若年の単身者は医療・介護・年金・子育てなどで給付を受ける機会が少なく、税や社会保険料の「負担」ばかりを感じやすい時期にあたる。

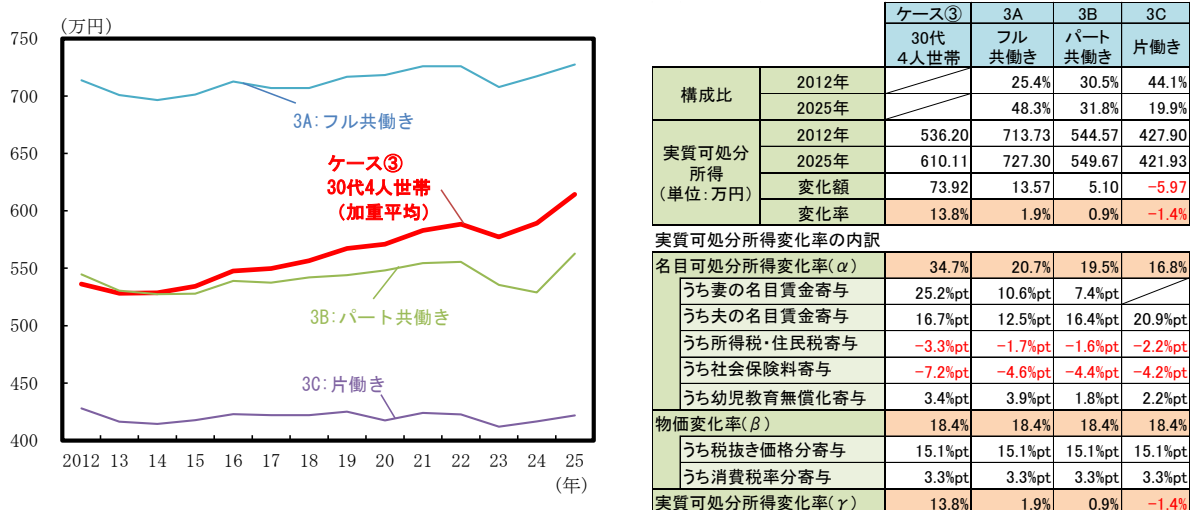
現役世代にとっての税や社会保険料の負担感は政治課題となり、税や社会保険料により若者がかつてより貧しくなっているとの印象が論じられることもある。だが、図表12左によると、20代単身男女の実質可処分所得は2012年から2024年にかけて概ね維持され、2025年は2012年を上回る水準であることがわかる⁶。

⁶ 1980年以降の超長期で見ても、若者の実質可処分所得が低迷しているとはいえない。詳細は、是枝俊悟・平石隆太「若年層の実質可処分所得の超長期推計」（大和総研レポート、2025年10月20日）を参照。

ケース③30代4人世帯

図表13は、ケース③30代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表13：ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$
(出所) 大和総研作成

2012年から2025年のケース③全体の名目可処分所得変化率は34.7%で、同期間の物価上昇率18.4%を大きく上回り、実質可処分所得は13.8%増加している。妻の名目賃金の上昇が、名目可処分所得の増加に大きく寄与している。その主たる要因としては、妻がフルタイムで働く共働き世帯の比率が上昇したことが挙げられる。

ケース③においても、税や社会保険料の負担増は実質可処分所得の押し下げ要因となっているが、一方で幼児教育の無償化は押し上げ要因となっている。そもそも、妻の名目賃金上昇は、育児休業給付や保育所など社会保障制度が整備されてきた結果、達成できたものともいえる。

総じて、ケース③では、税や社会保険料の負担増がありつつも、社会保障制度の充実により「共働き・共育て」が実現しやすい環境が整うことで、実質可処分所得が増加し、暮らし向きが改善しているといえよう。

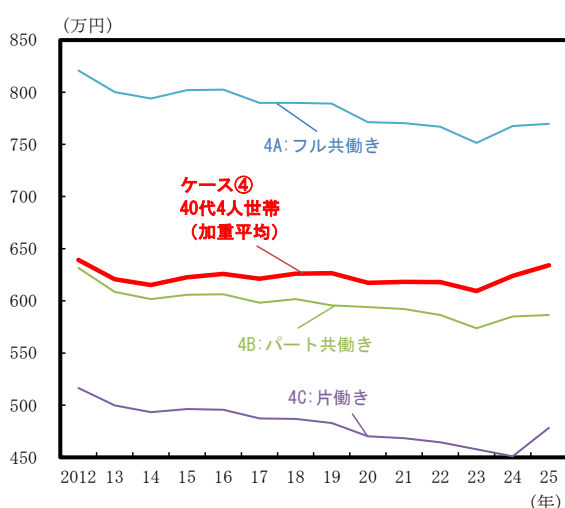
なお、「フル共働き(3A)」、「パート共働き(3B)」、「片働き(3C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2025年の実質可処分所得を比べると、いずれもほぼ横ばいである。加重平均したケース③全体の実質可処分所得が増加しているのは、実質可処分所得の水準が高い「フル共働き(3A)」世帯の割合が上昇しているためである。

2025年に実施された所得税の基礎控除等の引上げによる減税は、納税者個人単位で行われたため、共働き世帯には2人分、片働き世帯には1人分の効果が生じている。これにより、名目可処分所得への所得税・住民税のマイナス寄与は「片働き(3C)」でやや大きくなっている(実質可処分所得に対しても同様である)。

ケース④40代4人世帯

図表 14 は、ケース④40代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 14 : ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



		ケース④ 40代 4人世帯	4A フル 共働き	4B パート 共働き	4C 片働き
構成比	2012年		23.7%	43.9%	32.3%
	2025年		36.6%	45.5%	17.9%
実質可処分 所得 (単位:万円)	2012年	639.16	820.59	631.42	516.34
	2025年	631.47	769.69	586.39	463.76
	変化額	-7.69	-50.90	-45.02	-52.58
	変化率	-1.2%	-6.2%	-7.1%	-10.2%
実質可処分所得変化率の内訳					
名目可処分所得変化率(α)		17.0%	11.1%	10.0%	6.4%
うち妻の名目賃金寄与		14.9%pt	9.4%pt	5.1%pt	
うち夫の名目賃金寄与		8.2%pt	6.4%pt	8.3%pt	10.1%pt
うち所得税・住民税寄与		-1.4%pt	-1.0%pt	-0.1%pt	-1.0%pt
うち社会保険料寄与		-4.7%pt	-3.7%pt	-3.2%pt	-2.8%pt
物価変化率(β)		18.4%	18.4%	18.4%	18.4%
うち税抜き価格分寄与		15.1%pt	15.1%pt	15.1%pt	15.1%pt
うち消費税率分寄与		3.3%pt	3.3%pt	3.3%pt	3.3%pt
実質可処分所得変化率(γ)		-1.2%	-6.2%	-7.1%	-10.2%

(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$

(出所) 大和総研作成

2012年から2025年のケース④全体の名目可処分所得変化率は17.0%で、同期間の物価上昇率18.4%を下回り、実質可処分所得は1.2%減少した。40代では、男性の名目賃金上昇率が他の年代より小幅にとどまり物価上昇に追い付いていないことが(前掲図表6)、実質可処分所得減少の主な要因である。ただし、2023年以降はケース④の実質可処分所得が増加しており、底を打ってトレンドが転換した可能性がある。

ケース④40代においても、ケース③と同様に名目可処分所得の増加には妻の名目賃金の上昇が大きく寄与しており、妻がフルタイムで働く共働き世帯の比率が上昇したことの影響が大きい。これは一度専業主婦となった妻がフルタイム勤務で再就職したことによる効果というよりも、出産後も(産休・育休を経て)フルタイムで働き続ける割合が高い世代が40代になってきたことによる効果と考えられる。

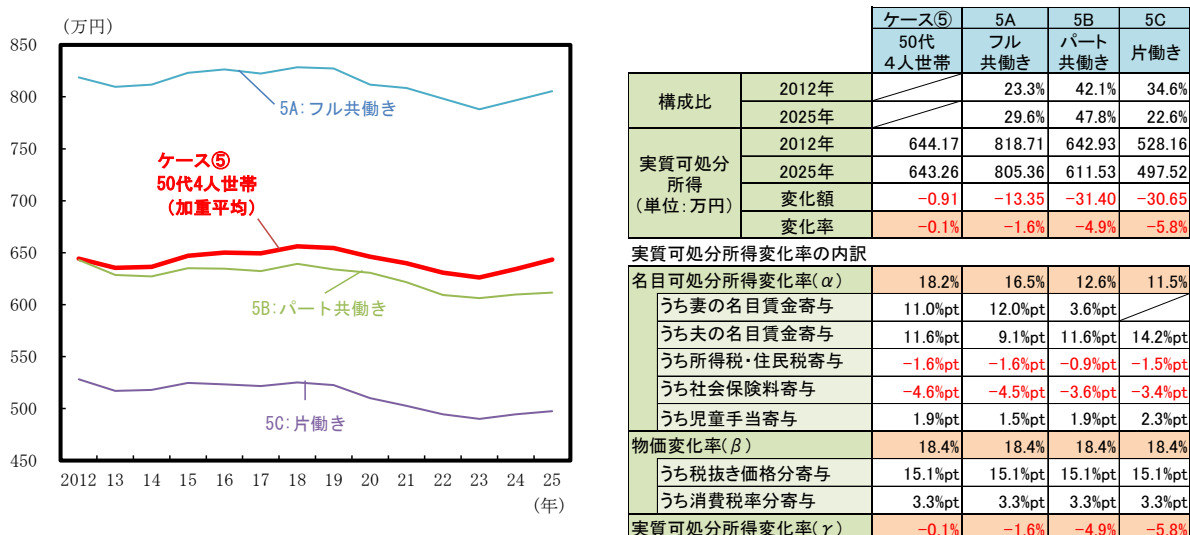
ケース④においては、2025年の実質可処分所得は2012年時点をやや下回るものの、男性の実質賃金上昇と女性のフルタイム就業率の上昇が続けば、今後は2012年時点の水準を回復する可能性がある。

ただし、「フル共働き(4A)」、「パート共働き(4B)」、「片働き(4C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2025年の実質可処分所得を比べると、ケース④全体よりも減少率が大きく、特に「片働き(4C)」では10.2%の減少となっている。

ケース⑤50代4人世帯

図表 15 は、ケース⑤50代4人世帯について、特別給付金等を除く実質可処分所得の推移とその内訳を示したものである。

図表 15 : ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化率の内訳（右）



(注) 表中の金額、変化率、寄与は全て特別給付金等を除いたもの。 $\gamma = ((1 + \alpha) / (1 + \beta)) - 1$
(出所) 大和総研作成

2012年から2025年のケース⑤全体の名目可処分所得変化率は18.2%で、同期間の物価上昇率18.4%とほぼ同水準となっている。50代では、有配偶女性の正規雇用率の水準が低く（前掲図表 11）、他の年代に比べ、妻の名目賃金の上昇による名目可処分所得の寄与は小さい。また、男性一般労働者の賃金の伸びが（特に50～54歳で）物価上昇に追い付いていない（前掲図表 6）ことも、実質可処分所得が減少する要因であった。

ケース⑤の実質可処分所得は、2024年に6年ぶりに上昇に転じ、2025年も上昇が継続している。これは、50代の実質賃金の上昇に加え、児童手当の高校生年代への拡充が要因である。2024年には10～12月分の3万円が名目可処分所得を押し上げ、2025年は通年化により、さらに9万円押し上げた。当初、児童手当の高校生年代への拡充に伴って、所得税・住民税における高校生年代の扶養控除の見直しが予定されており⁷、実質可処分所得の押し下げ要因と予想されていた。現在は、高校生年代の扶養控除につき当面は維持される見通しである⁸。

「フル共働き(5A)」、「パート共働き(5B)」、「片働き(5C)」のそれぞれにおいて、同じ働き方同士で2012年と2025年の実質可処分所得を比べると、ケース⑤全体よりも減少率が大きく、特に「片働き(5C)」では5.8%の減少となっている。

【以上】

⁷ 自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱」（2023年12月14日）

⁸ 自由民主党・日本維新の会「令和8年度税制改正大綱」（2025年12月19日）